

埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業実施要領

令和4年10月17日決裁

第1 目的

急激な物価高騰による生産費の上昇が特に採卵鶏農家の経営を圧迫していることから、緊急措置として農家販売額が標準的生産費を下回った採卵鶏農家に助成することにより、経営の一時的な負担軽減を図るとともに、物価高騰の影響を受けにくい経営への見直しを促進することを目的とする。

第2 定義

1 採卵鶏農家

埼玉県内に農場を有し、畜産業を営む者であり、採卵用成鶏めすを常時100羽以上飼養し、鶏卵を販売する者（以下「鶏卵生産農家」という。）又は採卵鶏の雛を常時100羽以上飼養し、雛を販売する者（以下「育雛農家」という。）をいう。

2 農家販売額

各採卵鶏農家が埼玉県内の農場で自ら生産した鶏卵1キログラム当たり又は育成した雛1羽当たりの四半期毎の販売額をいう。

3 標準的生産費

鶏卵生産1キログラム当たり又は育雛1羽当たりに要する標準的な費用であり、県が農林水産省統計及び各種補助事業等による補填状況等を踏まえ四半期毎に算定・公表するものをいう。

第3 事業内容

この事業の内容は以下のとおりとし、補助対象経費及び補助率については別表のとおりとする。

- 1 農家販売額が標準的生産費を下回った採卵鶏農家に対する助成
- 2 1の推進に係る事務（推進事務）

第4 事業実施期間

事業実施期間は令和5年3月31日までとする。

第5 事業実施主体

事業実施主体は一般社団法人埼玉県畜産会とする。

第6 県の補助

県は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、この事業に要する経費について補助するものとする。

第7 事業の実施方法

1 事業の着手

この事業の着手は、原則として補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業実施が事業目的の実現のために必要な場合については、事業実施主体においてこの事業の対象となる経費が発生した日をもって着手とすることができる。なお、この場合にあつては、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

2 事業実施計画書の作成及び承認等

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1号の事業実施計画書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 補助金の交付決定があつた後に下記事項についての変更を行おうとする場合には前号の規定に準じ、あらかじめ事業変更計画書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
 - ア 事業の中止又は廃止
 - イ 事業費の増
 - ウ 推進事務費の増

3 助成金の交付

- (1) 四半期毎に県が標準的生産費を算定・公表する。
- (2) 農家販売額が標準的生産費を下回り、事業参加を希望する採卵鶏農家は、四半期毎に県が別に定める日までに別紙様式第2号の事業参加申請書を、農場所在地を管轄する家畜保健衛生所長に協議の上、事業実施主体へ提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、前号の事業参加申請書の内容を審査し、適正と認められた場合は、標準的生産費と農家販売額の差額の9割以内に当該申請者が当該四半期に販売した鶏卵量及び雛羽数を乗じた額を助成金として交付し、その

旨を当該採卵鶏農家に通知する。審査の結果、助成金を交付しないとした場合、事業実施主体はその旨を当該採卵鶏農家に通知する。

- (4) 事業実施主体は別紙様式第3号の助成金交付状況報告書により、交付額等を四半期毎に知事に報告する。

4 決算状況の報告

- (1) 助成金を交付された採卵鶏農家は、交付を受けた四半期をその期間に含む決算状況を、確定次第速やかに別紙様式第4号により事業実施主体に報告する。
- (2) 事業実施主体は各採卵鶏農家からの報告書を四半期毎に取りまとめ、知事に報告する。

5 経営見直し状況の報告

- (1) 助成金を交付された採卵鶏農家は、事業参加申請書に添付した経営見直し計画書に基づき実施した見直し状況等について、令和6年度（目標年度の翌年度）の7月末までに、別紙様式第5号の経営見直し状況報告書により、その達成状況を事業実施主体に報告する。
- (2) 事業実施主体は各採卵鶏農家からの報告書を取りまとめ、令和6年度の8月末までに知事に報告する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月17日から施行する。

別表

| 事業の種類 | 補助対象経費 | 補助率 |
|---------------------------------------|---|-------------|
| <p>1 農家販売額が標準的生産費を下回った採卵鶏農家に対する助成</p> | <p>事業実施主体が、農家販売額が標準的生産費を下回った採卵鶏農家に助成するのに要する経費。なお、助成額は、農家販売額と標準的生産費の差額に、当該採卵鶏農家が当該四半期に販売した鶏卵量及び雛羽数を乗じた額とする。また、助成対象期間は令和4年度第2四半期及び第3四半期とする。</p> | <p>9割以内</p> |
| <p>2 1の推進に係る事務（推進事務）</p> | <p>事業実施主体が1の事業実施に必要な通信運搬費、振込手数料、印刷製本費、消耗品費、賃金、人件費等</p> | <p>定額</p> |

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業実施(変更)計画書

第 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

事業実施主体 住 所

氏名又は法人名・代表者氏名

下記のとおり埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業を実施(変更)したいので、埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業実施要領第7の2の(1)(変更の場合は(2))の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業(変更)の内容

(1) 農家販売額が標準的生産費を下回った採卵鶏農家に対する助成

| 区分 | 農家数 | 対象鶏卵量/雛羽数 | 助成額 |
|--------|-----|-----------|-----|
| 鶏卵生産農家 | | | |
| 育雛農家 | | | |
| 合計 | | | |

(2) 推進事務

| 項目 | 事業費(円) | 備考 |
|----|--------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

(注) 備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

3 経費の配分及び負担区分

| 区分 | 事業費 | 負担区分 | | 備考 |
|--------------------------------|-----|------|-----|----|
| | | 県補助金 | その他 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 1 農家販売額が標準的生産費を下回った採卵鶏農家に対する助成 | | | | |
| 2 推進事務 | | | | |
| 計 | | | | |

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」を記入すること。

4 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 変更の場合は、「事業の目的」を「変更の理由」と置換え、変更部分を2段書きにし、変更前を上段に括弧書きとすること。

別紙様式第2号

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業参加申請書

年 月 日

(宛先)
事業実施主体

申請者 住 所

氏名又は法人名・代表者氏名

下記のとおり埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業に参加したいので、同事業実施要領第7の3の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象期間
年度第 四半期
- 2 農場所在地
- 3 飼養羽数(令和4年2月1日現在)
(1) 採卵用成鶏めす

(2) 採卵鶏の雛

4 経営安定制度等への加入・参加の有無

| 経営安定制度等 | 加入・参加の有無 |
|--------------------------|----------|
| 配合飼料価格安定制度 | 有 ・ 無 |
| 埼玉県配合飼料価格高騰緊急対策事業 | 有 ・ 無 |
| 鶏卵生産者経営安定対策事業(鶏卵価格差補填事業) | 有 ・ 無 |

5 鶏卵及び雛の販売数量及び販売額

| 項目 | 販売数量 | 販売額 (合計) | 販売額 (1kg又は1羽当たり) |
|----|------|-------------|---------------------|
| 鶏卵 | kg | 円 | 円/kg |
| 雛 | 羽 | 円 | 円/羽 |

6 助成金の振込先

| | | |
|----------------------|----------|------|
| 金融機関名・支店名 (該当に○印) | 銀行・金庫・組合 | 支店 |
| 預金種目 (該当に○印) | 1 普通 | 2 当座 |
| 口座番号 | | |
| フリガナ 預金者名 | | |

7 添付書類

- ・(経営安定制度等に加入・参加している場合) 加入・参加していることが分かる書類
 [書類添付しない場合は以下の□にチェックを入れること]
 - 配合飼料価格安定制度加入状況及び埼玉県配合飼料価格高騰緊急対策事業参加状況について、事業実施主体が埼玉県配合飼料価格高騰緊急対策事業のために収集した情報をもって確認することに同意します。
 - 鶏卵生産者経営安定対策事業(鶏卵価格差補填事業)参加状況について、事業実施主体が埼玉県鶏卵価格安定対策事業のために収集した情報をもって確認することに同意します。
- ・鶏卵及び雛の販売数量及び販売額が分かる書類
- ・物価高騰の影響緩和に向けた経営見直し計画書
- ・農場所在地を管轄する家畜保健衛生所長からの協議回答書の写し

- (注) ・経営見直し計画書は別紙様式第2号-2による。
- ・前四半期に事業参加申請し、助成金の交付を受けた場合は経営見直し計画書の添付省略可。ただし、その場合は「・経営見直し計画書(年月日付け事業参加申請書に添付済み)」と記載すること。
 - ・なお、要領第7の5の(1)の経営見直し状況報告については、最後に提出した経営見直し計画書に基づき行うこととする。

物価高騰の影響緩和に向けた経営見直し計画書

| | | |
|---------------------------|-----|--|
| 農家名 | | |
| 農場所在地 | | |
| 飼養羽数 | | |
| 経営上の課題 | | |
| 見直しの具体的な方法と時期 | | |
| 見直しに向けた目標 (目標年度：令和5年度) | 項目 | |
| | 現状値 | |
| | 目標値 | |

(注) ・「見直しの具体的な方法と時期」については、既に取り組んでいる内容の記載可。

【取組の例】鶏卵直売割合の増加、配合飼料使用量の削減、6次化商品の開発、作業体系見直しによる労働時間削減 等

・数値目標については、1項目以上設定すること。

別紙様式第3号

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業助成金交付状況報告書

第 号
年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

事業実施主体 住 所

氏名又は法人名・代表者氏名

下記のとおり助成金を交付したので、埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業実施要領第7の3の(4)の規定により報告します。

記

1 対象期間
年度第 四半期

2 助成額等

| 区分 | 交付農家数 | 対象鶏卵量/雛羽数 | 助成額 |
|--------|-------|-----------|-----|
| 鶏卵生産農家 | | | |
| 育雛農家 | | | |
| 合計 | | | |

3 添付書類

- ・ 交付農家等一覧表（各農家の住所・氏名、飼養羽数、対象鶏卵量/雛羽数、農家販売額、助成額等が分かるもの）
- ・ 物価高騰の影響緩和に向けた経営見直し計画書の写し

別紙様式第4号

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業決算状況報告書

年 月 日

(宛先)
事業実施主体

報告者 住 所

氏名又は法人名・代表者氏名

埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業実施要領第7の4の(1)の規定に基づき、別添のとおり決算状況を報告します。

(注) 決算状況が分かる書類(助成金の交付を受けた四半期をその期間に含むこと)(決算書等)を添付すること。

別紙様式第5号

年度埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業経営見直し状況報告書

年 月 日

(宛先)
事業実施主体

報告者 住 所

氏名又は法人名・代表者氏名

埼玉県採卵鶏農家経営安定緊急対策事業実施要領第7の5の(1)の規定に基づき、
下記のとおり経営見直し状況を報告します。

記

| | | |
|--------------------|-----|--|
| 助成金の交付を受けた期間 | | |
| 見直しに向けた 目標 | 項目 | |
| | 現状値 | |
| | 目標値 | |
| | 実績値 | |
| 目標達成状況に関する自己 評価 | | |
| 本年度以降の経営方針等 | | |